

## 工事の発注見通しに関する事項の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条の規定による公共工事の発注の見通しに関する事項について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条及び第6条の規定により、次のとおり公表します。

岡山県西南水道企業団

平成31年3月11日

1. 公表事項
  - (1) 工事名称
  - (2) 工事場所
  - (3) 工事期間
  - (4) 工事種別
  - (5) 工事概要
  - (6) 入札及び契約方法
  - (7) 発注時期
2. 公表対象工事  
平成31年度に発注することが見込まれる建設工事等  
ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれるものは除きます。
3. 公表の方法  
本企业団ホームページ上に掲載します。
4. 公表期間  
1年間
5. 公表内容の変更及び追加  
平成31年10月1日を目途に、変更または追加工事を公表します。